

川安支発第 88 号
令和 6 年 11 月 27 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 福田 洋子 様
同 古川 九一 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和 6 年 10 月 1 日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（安行支所）

安行支所の手数料において、現金出納簿の記入が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和 6 年 10 月分の現金出納簿から、複数の職員によるチェックを再度徹底し、不備や誤りがないよう事務を執り行うことといたしました。

財産管理について（安行支所）

安行支所の備品管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが多数見受けられたので、適正な事務の執行及び管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

備品整理票の貼付を失念していた一部の什器類及び加除式図書については、直ちに備品整理票を貼付するとともに、他の備品についても備品受払簿を照合し、備品整理票の貼付漏れがないか再確認をいたしました。

今後は、川口市財産規則に則った適正な事務の執行及び管理を行って参ります。

